

2) 食肉・家禽肉、卵およびその加工品の検査実績および検査結果

FSISの再検査 (Reinspection) による検査実績の概要 124を図表 27～図表 30 に示す。

なお、輸入製品は次の場合に再検査を拒否(refuse)される。(1) 輸出国が資格を持っていない、(2) 輸出機関が登録されていない、(3) 動植物健康検査サービス (APHIS) が輸出国に動物感染症の制限を敷いている、(4) 再検査される製品が不適合である、(5) 荷印の複製が判明する。再検査される輸入製品が合衆国の輸入要件に不適合な場合、その製品は拒否(reject)される。AIIS で事前に「却下 (rejected)」と分類されていた製品は、この時点で公衆衛生情報システム (PHIS) において「拒否 (refused)」として分類される。

図表 27 輸入肉・鶏肉製品の 2012 年度の四半期毎の再検査数

四半期	製品 (ポンド)	所定の再検査 (ポンド)	再検査された数 (ポンド)
2011 年 10 月～12 月	687,468,682	619,662,903	67,805,779
2012 年 1 月～3 月	780,387,981	709,365,740	71,022,241
2012 年 4 月～6 月	777,877,059	720,825,417	57,009,642
2012 年 7 月～9 月			
合計	2,245,733,722	2,049,854,060	195,837,662

図表 28 輸入肉・鶏肉製品の 2012 年度の四半期毎の総数・受入数・拒否数・却下数

四半期	総数 (ポンド)	受入数 (ポンド)	拒否数 1 (ポンド)	却下数 2 (ポンド)
2011 年 10 月～12 月	687,468,682	686,257,430	37,778	1,173,474
2012 年 1 月～3 月	780,387,981	779,032,250	42,000	1,313,731
2012 年 4 月～6 月	777,877,059	775,878,785	191,778	882,238
2012 年 7 月～9 月				
合計	2,245,733,722	2,241,168,465	271,556	3,369,443

¹²⁴ II. PORT-OF-ENTRY REINSPECTION http://www.fsis.usda.gov/regulations_&_policies/OER_Q3_FY2012/index.asp#port

図表 29 輸入卵製品の2012年度の四半期毎の再検査数

四半期	製品 (ポンド)	所定の再検査 (ポンド)	再検査された数 (ポンド)
2011年10月～12月	3,008,751	606,919	2,401,832
2012年1月～3月	6,248,610	735,922	5,512,688
2012年4月～6月	3,611,432	594,426	3,017,006
2012年7月～9月			
合計	12,868,793	1,937,267	10,931,526

図表 30 輸入卵製品の2012年度の四半期毎の総数・受入数・拒否数・却下数

四半期	総数 (ポンド)	受入数(ポンド)	拒否数/却下数 (ポンド)
2011年10月～12月	3,008,751	3,008,751	0
2012年1月～3月	6,248,610	6,248,610	0
2012年4月～6月	3,611,432	3,611,432	0
2012年7月～9月			
合計	12,868,793	12,868,793	0

2. 7 韓国

(1) 概要 ¹²⁵

韓国では、食品安全政策委員会、食品医薬品安全庁（KFDA）、農林水産食品部の3つの政府機関が食品行政において主要な役割を担っている。

食品安全政策委員会は、食品安全基本法を根拠法として、2008年12月に政府部署の食品安全管理業務の総括、調整を目的として設置された。国務総理（首相）を委員長とし、20人以内の委員で構成される。委員の内訳は、企画財政部長官、教育科学技術部長官、法務部長官、農林水産食品部長官、保健福祉部長官、環境部長官、食品医薬品安全庁長及び国務総理室長と、食品安全に関する学識経験者（大学教授など）の中で国務総理が委嘱する者である。

食品医薬品安全庁は、1998年2月28日に保健福祉部食品医薬品安全本部が庁に昇格して設立された。食品、医薬品、医療機器等の安全性確保と保健産業の競争力促進を通して国民の健康を保護し増進することが任務とされている。なお、保健福祉部長官と食品医薬品安全庁長官の食品安全に関する諮問機関として食品衛生審議委員会が設置されている。

農林水産食品部は、農業と漁業、食品産業関連業務を統括する。2008年の政府組織改編により、既存の農林部に海洋水産部の漁業、水産業と保健福祉部の食品産業業務を統合して拡大改編された。

図表 31 に韓国における食品分野関連業務におけるこれら政府機関の所管範囲を示す。

図表 31 韓国における食品分野関連業務の所管範囲 ¹²⁵

	輸入		国内加工	流通(保管・運搬等)	消費(飲食店、百貨店等最終販売店)
	非加工・一次加工	高次加工			
農産食品	食品医薬品安全庁		食品医薬品安全庁 保健福祉部		
水産食品	食品医薬品安全庁		食品医薬品安全庁 保健福祉部		
畜産食品	農薬・抗生物質 残留基準設定: 食品医薬品安全庁 その他: 農林水産食品部		食品医薬品安全庁 自治体		
酒類	食品医薬品安全庁		有害物質 残留基準設定: 食品医薬品安全庁 その他: 国税庁		
学校給食	食品医薬品安全庁(学内給食室以外の給食センターの安全管理) 教育科学技術部、教育庁(学校給食運営、安全管理)				
	食品医薬品安全庁(給食納入業者) 教育庁、自治体(学校給食室、給食納入業者)				

政策
 指導取締り

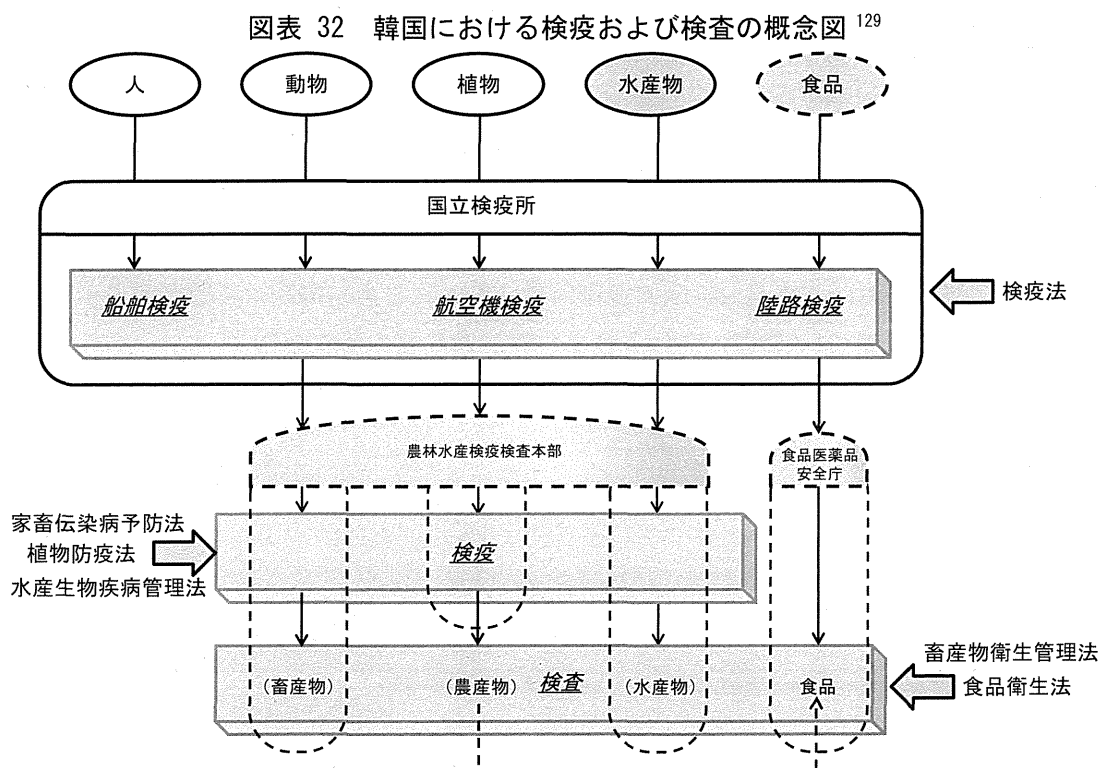
¹²⁵ 三菱総合研究所「海外食品安全機関の動向に関する調査報告書」（内閣府食品安全委員会事務局 平成22年度食品安全確保総合調査報告書）平成23年3月

(2) 輸入食品の手続き及び監視に関する法規制

1) 一般的な輸入食品等の手続きの概要

韓国では、国境を超えて輸送される船舶、航空機、自動車は「検疫法」に基づく船舶・航空機・陸路検疫の手続を経て、国内に入ることができる。検疫対象物が輸入されれば、遅滞なく、農林水産検疫検査本部長に検疫を申請し、動物、水産物、植物の別に輸入検疫・検査手続きが行われる。動物検疫は「家畜伝染病予防法」、植物検疫は「植物防疫法」、水産物検疫は「水産生物疾病管理法」¹²⁶に基づいてそれぞれ行われる。これらの検疫はそれぞれ農林水産検疫検査本部（農林水産食品部所属機関）の動物検疫官、植物検疫官、水産生物検疫官¹²⁷が実施主体である。また、畜産物、食品（農産物・水産物を含む）に対する検査は、「食品衛生法」および「畜産物衛生管理法」¹²⁸に基づいて行われる。なお、これらの検査は、それぞれ食品医薬品安全庁および農林水産食品部が実施主体である。

図表 32 に韓国における検疫および検査の概念図を示す。



¹²⁶ 2008年12月制定。

¹²⁷ かつては、それぞれの法律ごとに、国立獣医科学検疫院、国立植物検疫院、国立水産物品質検査院といった独立した農畜産物検疫検査機関が動・植・水産動物検疫を担当していた。2011年6月15日より、これらの農畜産物検疫検査機関は農林水産検疫検査本部に統合された。なお、農林水産検疫検査本部・検疫事務所は動物および畜産物分野、植物分野、水産物分野に分けられ、運営されている。

¹²⁸ 従来の「畜産物流通加工処理法」を全面改正（平成22年5月公布、同年11月施行）。畜産物に関する食品衛生法の特別法としての位置づけにあり、本法に規定がある場合を除いて「食品衛生法」に従うものとされている（法第3条）

¹²⁹ 「平成17年度農林水産物貿易円滑化推進事業 我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル 韓国編」, 第4章 韓国の輸入検疫・通関手続, 株式会社日通総合研究所, 2006年3月に基づき三菱総合研究所加筆修正 (http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_enkatu/manual_2005/pdf/korea_04.pdf)

2) 動物（畜産物）の輸入手続き

① 輸入動物・畜産物の検疫手続き

図表 33 に韓国における輸入動物・畜産物の検疫および衛生検査の流れを示す。

図表 33 韓国における輸入動物・畜産物の検疫および衛生検査の流れ¹³⁰



- 1) 動物輸入計画書提出
 - 関連規定に従って輸入前に管轄 支院長に提出
- 2) 輸入到着申告
 - 動物を輸入する者は到着事項と荷役及び運送計画などについて到着地管轄支院長に電話または書面にて申告
- 3) 船・機上検査
 - 専用般舶の船の上検査は外港で実施
 - 専用航空機の機上検査は家畜防疫上合理的な場所で行う
 - 検査事項
 - * 輸送経緯
 - * 輸送中健康状態及び臨床検査
 - * 輸出国検疫証明書記載事項
 - * 我が国が提示した衛生条件の履行与否調査
- 4) 荷役及び運送

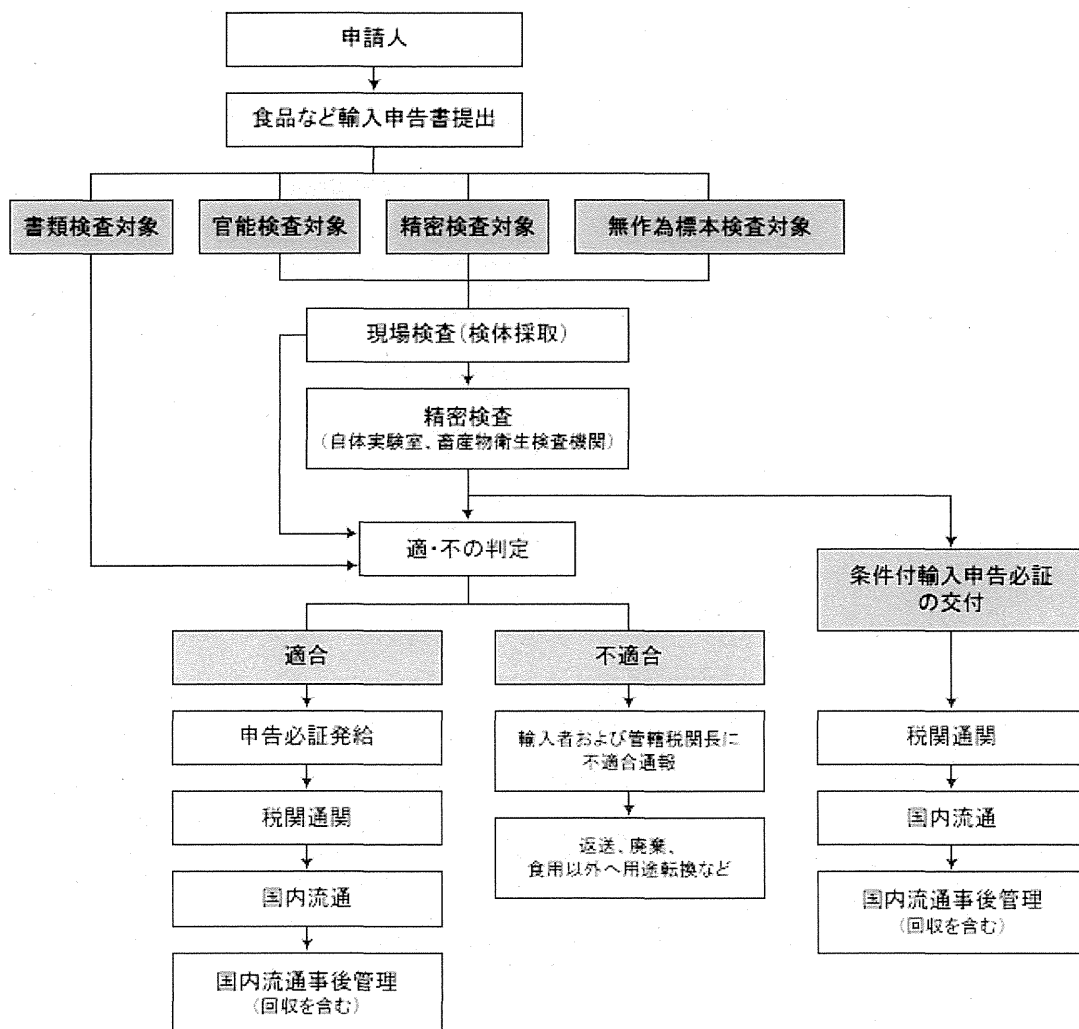
¹³⁰ 国立獣医科学検疫院 Web Site (<http://www.nvrqs.go.kr/Japanese/e.htm>)

- 家畜防疫上安全な方法で実施(荷役会社、運送会社)
- 5) 検疫施行場繫留
 - 検疫期間中(再検疫期間を含む)繫留
- 6) 検疫申請
 - 提出書類
 - * 検疫申し込み書(検疫院の支院及び出張所に配置)
 - * 相対国検疫証明書
 - * 予防接種証明書(関係規定または輸入相対国たちの協議衛生することで上に明記された事項)
 - 参考書類(検疫官が要求すれば検疫申込人が提示しなければならない書類)
 - * 検疫申請書記載事項真偽のほど調査または輸入推薦事項などを確認する為に必要な書類
- 7) 疫学検査
 - 検疫申込書記載事項及び添付書類審査(船・機上検査事項確認その他疫学調査に必要な事項)
- 8) 臨床検査と精密検査
 - 臨床検査は臨床学的な診断方法に従って輸入動物個体別で一日1~2回確認と調査。
 - 精密検査は動物別伝染病検査方法に従って実施、微生物学的検査、病理学的検査、血清学的検査。
- 9) 判定
 - 合格:検疫証明書交付
 - 不合格:返送、焼却または埋却

② 輸入畜産物の検査手続き

図表 34 に輸入畜産物の検査の流れを示す。

図表 34 韓国における輸入動物・畜産物の検疫および衛生検査の流れ¹³¹

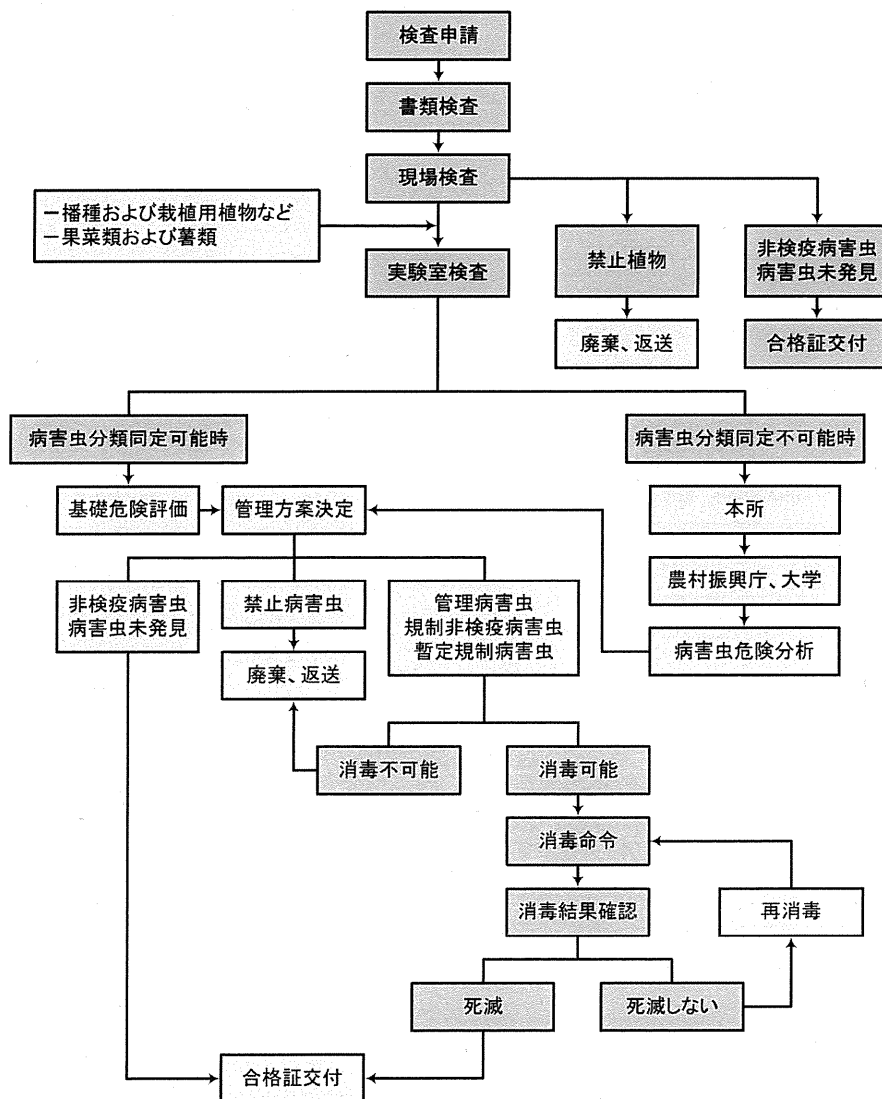


¹³¹ 「平成 17 年度農林水産物貿易円滑化推進事業 我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル 韓国編」、第 4 章 韓国の輸入検疫・通関手続、株式会社日通総合研究所、2006 年 3 月

3) 植物（食品）の輸入手続き

図表 35 に韓国における輸入植物の検疫（検査）の流れを示す。

図表 35 韓国における輸入植物の検疫（検査）の流れ¹³²



4) 水産物の輸入手続き

① 輸入水産物の検疫手続き

水産物の検疫は、通常動物および植物の検疫に準じて行われる¹³³。

¹³² 「平成 17 年度農林水産物貿易円滑化推進事業 我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル 韓国編」，第 4 章 韓国の輸入検疫・通関手続，株式会社日通総合研究所，2006 年 3 月

¹³³ 移植用水産物については、かつては水産物品質管理法に基づく検疫を受ける必要があったが（食品に該当する場合は不要）、その取扱いは水産生物疾病管理法（2008 年 12 月制定）に一元化された。

② 輸入水産物の検査手続き

輸入検査に合格する必要がある。検査申請は貨物到着予定日の 5 日前より可能である。

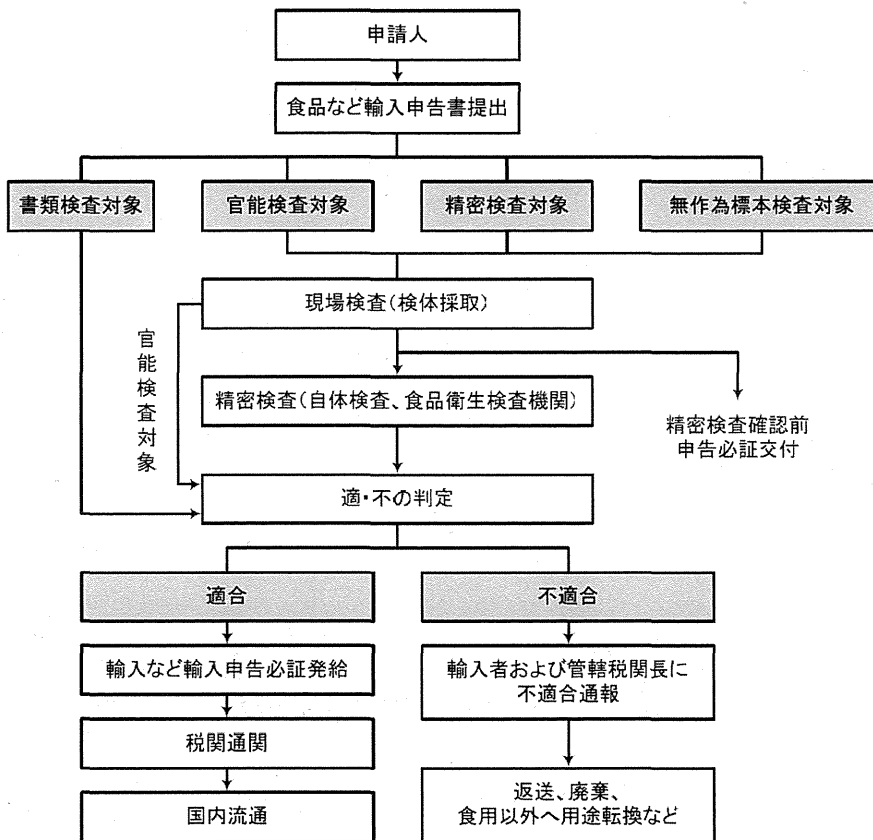
ここにいう水産物とは、

- ・水産動・植物：水産動物（活魚・貝類の新鮮・冷蔵品、冷凍品）、水産生物（海藻類）。
- ・水産動・植物の単純加工品：食品添加物や他の原料を使わずに、原型がわかる程度の単純に切断・加熱・熟成・乾燥または塩蔵した水産動・植物（魚卵および燻製品を含む）である。

5) 加工食品の輸入手続き

図表 36 に韓国における輸入食品などの申告の流れを示す。

図表 36 韓国における輸入食品などの申告の流れ¹³⁴



¹³⁴ 「平成 17 年度農林水産物貿易円滑化推進事業 我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル 韓国編」, 第 4 章 韓国の輸入検査・通関手続, 株式会社日通総合研究所, 2006 年 3 月

(3) 輸入食品の検査体制および検査項目

1) 動物（畜産物）の検査

① 検査体制

動物の検査は農林水産検査本部動物防疫部が担っている。動物検査を行う動物検査官は獣医師でなければならないと定められている（家畜伝染病予防法第30条第2項）。

② 検査対象物

動物検査の対象物（指定検査物）は、家畜伝染病予防法第31条において、次の各号のいずれかに該当するものとして、農林水産食品部令（家畜伝染病予防法施行規則第31条）で定めるものとされている。

家畜伝染病予防法第31条（指定検査物）

1. 動物とその死体
2. 骨・肉・皮・卵・毛・ひづめ・角などの動物の生産物とその容器または包装
3. そのほかの家畜の伝染性疾病の病原体を広める恐れがある飼料、飼料原料、器具、干し草、敷わら、その他これに準ずるもの

家畜伝染病予防法施行規則第31条（指定検査物）

1. 偶蹄目と奇蹄目の動物
2. 犬・猫
3. ウサギ
4. 鶏・七面鳥・鴨・ガチョウ
5. 蜜蜂
6. 第1号から第4号の規定による動物以外の鳥や哺乳動物（鯨を除く）
7. 第1号ないし第6号の規定による動物の精液・卵子および受精卵
8. 原乳
9. 滅菌処理されていないハム・ソーセージ・ベーコンなど獣肉加工品、卵白、卵粉など卵加工品と殺菌処理されなかった乳加工品
10. 加工処理や滅菌処理されていない第1号ないし第6号の規定による動物の羽毛粉
11. 第1号から第10号のものを入れる容器または包装
12. 家畜の伝染性疾病の病原体及びこれを含む診断液類が含まれているもの
13. 家畜の伝染性疾病の病原体を広める恐れがあるものとして検査検査本部長が定めて告示する飼料・飼料原料・器具・干し草・敷わらその他これに準ずるもの

指定検査物の第1号～第6号については、その範囲等は以下のとおりとされている（「指定検査物の検査方法及び基準」別表1）。

1) 動物

法規上の区分	分類学上の区分	種類
第 1 号 偶蹄目と奇蹄目の動物	偶蹄目	○牛：乳牛、肉牛、野牛、水牛、ヤク、山羊、綿羊、カモシカ、その他の羊類など ○シカ科、キリン科、ラクダ科（ラマを含む）、カバ科、イノシシ科（豚を含む）など
	奇蹄目	○ウマ科（ロバ、ラバ、ケッテイなど）、バク科、サイ科など
第 2 号 犬、猫	食肉目	イヌ、ネコ科など
第 3 号 ウサギ	ウサギ目	ウサギ（家兎、野兎など）
第 4 号 鶏、七面鳥、アヒル、ガチョウ	キジ目	キジ科（ニワトリ、ウズラ、キジ） シチメンチョウ科
	カモ目	カモ科（ガチョウ、ガン、アヒル、白鳥など）
第 5 号 ミツバチ	ハチ目	ミツバチ科（ミツバチに限る）
第 6 号 第 1 号から第 4 号の規定による動物以外の鳥およびほ乳類		上記以外の哺乳動物（鯨を除く）、家禽および野鳥

2) 畜産物

- a) 施行規則第 31 条の規定による検疫院長が定める告示による指定検疫物
- b) 動物の精液・卵子と受精卵

3) その他

- a) 指定検疫物を入れた容器または包装
- b) 家畜伝染病の病原体及びこれを含む診断液類が含まれているもの

2) 植物の検査

① 検査体制

植物の検査は農林水産検査本部植物検査部と地方公共団体が担っている。それぞれに農林水産食品部の植物検査官と、地方公共団体の植物検査官が置かれている。それぞれの資格は、以下の者のうち、農林水産検査本部長が実施する植物検査官の資格選考試験に合格した者に付与される（植物防疫法第3条、植物防疫法施行規則第8条）。

- ・農林水産食品安全部の植物検査官：農林水産検査本部で6ヶ月以上の植物検査分野の業務を担当し、農林水産検査本部長が定めた新規者コースの教育を履修した者
- ・地方公共団体の植物防疫官：地方公共団体又はその所属機関で、農業分野の業務を6ヶ月以上担当した者として農林水産検査本部長が定めた植物検査官の資格準備コースの教育を履修した者

② 検査対象物

植物検査の検査対象物は、次のいずれかに該当するものとされている（植物防疫法第2条第3号、植物防疫法施行規則第3条第1項）。

- 1.植物（種子・果実・種子を含む）
- 2.植物を入れたり、包装容器・包装
- 3.病害虫
- 4.次のいずれかに該当する土（植物防疫法施行規則第3条第2項の土を除く）
 - ・岩石などが風化されて分解されたもので、有機質が混入された地球の表面の混合物
 - ・有機物が分解または腐食されたもので、植物の栽培に利用される物質

このうち「病害虫」が、植物に害を及ぼす真菌、粘菌、細菌、ウイルス、昆虫、ダニ、線虫、カタツムリやその他の無脊椎動物などを含むものとして規定されている（植物防疫法第2条第2号）。

3) 水産物の検査

① 検査体制

水産物の検査は農林水産検査本部水産物安全部が担っている。水産物の検査を行う水産生物検査官は水産疾病管理士や獣医師として、水産生物の検査に関する教育を受けた者でなければならないと定められている（水産生物疾病管理法第22条第2項）。

② 検査対象物

水産物検査の対象物（指定検査物）は、水産生物疾病管理法第23条において次のいずれかに該当するものとして、農林水産食品部令で定めるものとされている。具体的な検査対象伝染病は図表37に示すとおりである。

水産生物疾病管理法第 23 条 (指定検疫物)

- ・水産動物¹³⁵として移植用、食用、観賞用、試験・研究に用いるもの
- ・水産植物¹³⁶として移植用に承認されたもの (水産資源管理法第 35 条第 1 項第 5 号)
- ・水産生物伝染病の病原体を拡散させる恐れがある水産生物製品
- ・上記の水産生物または水産生物製品を運搬したり保管する過程で水産生物感染症の病原体を拡散させる恐れがあるものとして飼料・器具・水、その他これに準ずるもの。

水産生物疾病管理法施行規則第 25 条 (指定検疫物の範囲)

- 1.移植用水産生物
- 2.食用、観賞用、試験・研究調査用水産動物の中で魚類・貝類・甲殻類
- 3.水産生物製品のうち、冷凍・冷蔵したアワビ類とカキ
- 4.法第 24 条第 1 項の但し書きに基づいて試験・研究や水産生物病気の診療と予防のための医薬品の製造に使用するために、農林水産検疫検査本部長の許可を受けて輸入する水産生物 (水産生物感染症の病原体を含む診断液類が含まれているものを含む)
(施行日：2013 年 3 月 28 日)

図表 37 水産物の検疫対象伝染病¹³⁷

区分	伝染病
魚類 (11 種)	流行性造血器壊死症、コイウイルス血症、ウイルス出血性敗血症、伝染性サケ貧血症、マダイイリドウイルス病、コイヘルペスウイルス病、流行性潰瘍性症候群、ギロダクチルス症、ウイルス性神経壊死症、伝染性脾臓壊死症、インダイイリドウイルス病
貝類 (6 種)	ボナミア・オストレア感染症、ボナミア感染症、マルテイリア・レフリンゲンズ感染症、パーキンサス・マリナス感染症、キセノハリオチス感染症、アワビウイルス性壊死症
甲殻類 (7 種)	ザリガニ病、モノドン型バキュロウイルス感染症、バキュロウイルス・ペナエイ感染症、伝染性皮下組織造血器壊死症、イエローヘッド病、白点病、タウラ症候群、伝染性筋壊死症、白尾病

¹³⁵ 生きている魚類、貝類、甲殻類、その他大統領令で定めるもの (軟体動物のうち頭足類、棘皮動物のウニ類、ナマコ類、脊索動物のうち尾索類、ゴカイ類・ゲブル類・両生類・スッポン類・クジラ類) およびその精液または卵をいう (水産生物疾病管理法第 2 条第 1 項第 2 号、水産生物疾病管理法施行令第 2 条第 1 項)。

¹³⁶ 生きている海藻類、その他大統領令で定めるもの (海産種子植物)、およびその孢子 (胞子) をいう (水産生物疾病管理法第 2 条第 1 項第 3 号、水産生物疾病管理法施行令第 2 条第 2 項)。

¹³⁷ 農林水産検疫検査本部植物検疫部 HP (http://www.qia.go.kr/plant/pest/plant_insec_rule.jsp)に基づき三菱総合研究所作成

4) 加工食品の検査

① 検査体制

輸入食品の検査は食品医薬品安全庁が所管している。食品衛生検査を担う食品衛生検査機関は、食品医薬品安全評価院、地方食品医薬品安全庁、市・道保健環境研究院、農林水産検疫検査本部（水産物の検査に限る）¹³⁸、および食品衛生検査を効率的に行なうこととするために食品医薬品安全庁長が指定する食品衛生検査機関とされている（食品衛生法第 23 条第 1 項、第 2 項、食品衛生法施行規則第 23 条）。ただし、食品医薬品安全庁長が指定する食品衛生検査機関については、このうち食品衛生専門検査機関に区分される機関が輸入食品の検査を担う（食品衛生法第 24 条第 2 項）

② 検査対象物

販売目的で食品等を輸入しようとする者は食品医薬品安全庁長に申告しなければならない。食品医薬品安全庁長は、申告された食品等について、通関手続きが終了する前に、関係公務員や食品衛生検査機関をして、必要な検査をさせなければならない（食品衛生法第 19 条第 1 項、第 2 項）。

ただし、食品医薬品安全庁長は、申告された食品などが次の各号のいずれかに該当する場合には、検査の全部または一部を省略することができる（食品衛生法第 19 条第 3 項）。

- ・ 禁止事項に違反がなく、規格基準等に該当していること等を食品医薬品安全庁長があらかじめ確認して登録（輸入食品等事前確認登録）した場合（水産動植物は、輸出国政府が認める場合を含むものとし、輸出国が韓国から輸入する水産動植物についての制度を認める場合に限る。）
- ・ 食品医薬品安全庁長が認めて告示した国内外の検査機関で検査を受け、その検査成績書や検査証明書を提出する場合
- ・ 優秀輸入業者が輸入した場合
- ・ そのほか、第 1 号から第 3 号までに準ずる事項として保健福祉部令で定める事由に該当する場合

¹³⁸ 食品衛生法施行令附則第 4 条第 15 項第 2 項に基づく権限委任

(4) 輸入食品の寄生虫および微生物に係る検査方法

1) 動物(畜産物)の検査方法

輸入動物等の臨床検査、試料採取などは家畜疾病病性鑑定実施要領(農林水産検査本部告示)別表5の動・畜産物検査及び試料採取要領と別表13の疾病別動物臨床検査及び診断方法に基づいて実施し、輸入動物の精密検査は、別表6の動・畜産物精密検査の方法に基づいて実施するものとされている(「指定検疫物の検疫方法及び基準」第18条第2項、第3項)。以下に、別表5および別表6を示す。

① 動・畜産物検査と試料採取要領

動物および畜産物の検査方法及び試料採取は図表38、図表39のとおりである。ただし、これら以外の病気は、家畜疾病病性鑑定実施要領(国立獣医科学検疫院告示)を準用する。

図表 38 動物の疾病別の検査方法および検査試料

病名	検査方法	検査試料
牛疫	原因体同定	リンパ節(扁桃腺、パイエル板、その他の体リンパ節)、脾臓、肩甲骨上部、舌、口蓋などの病変部、片道、全血(抗凝固剤処理されたもの) 甲骨上部、舌、口蓋などの病変部、扁桃、全血(抗凝固剤処理されたもの)
	血清学的検査	急性期と回復期の血清 10ml (2-3週間隔で採取)
牛肺疫	原因体同定	肺病変部位、間質の静脈、胸腔液、気管支リンパ節
	血清学的検査	血清 10ml
口蹄疫	原因体同定	咽頭後粘液、舌や口内の水泡液および水泡上皮 2cm (発症当日の破れていない新鮮な水泡)
	血清学的検査	血清 10ml
小反芻獣疫	原因体同定	全血 10ml (抗凝固剤)、眼瞼(結膜乳液)、鼻水、口腔、直腸粘膜からの綿棒で採取、腸間膜、肺、肺リンパ節、脾臓、扁桃、大腸(10%ホルマリン水)
	血清学的検査	血清 10ml
ブルータング病	原因体同定	全血 10ml (抗凝固剤)
	血清学的検査	血清 10ml
リフトバレー熱	原因体同定	全血 10ml (発熱期に採取)、肝臓、脾臓、脳組織(冷蔵)
	血清学的検査	血清 10ml
ランピースキン病	原因体同定	皮膚病変部、リンパ節、全血
	血清学的検査	血清 10ml
羊痘	原因体同定	皮膚病変部、リンパ節、全血、肺の病変部(初期発現1週間以内)
	血清学的検査	血清 10ml
水疱性口内炎	原因体同定	水泡液、水泡上皮細胞
	血清学的検査	急性期と回復期の血清(2-3週間隔)各 10ml
アフリカ馬疫	原因体同定	感染肺組織、脾臓、胸腔リンパ節、血液(抗凝固剤)
	血清学的検査	急性期と回復期の血清(2-3週間隔)各 10ml
アフリカ豚熱	原因体同定	全血(抗凝固剤)、脾臓、扁桃、腎臓、リンパ節(冷蔵)
	血清学的検査	血清 10ml
豚コレラ	原因体同定	全血(抗凝固剤)、回腸、腎臓、扁桃腺、脾臓、リンパ節(冷凍)

病名	検査方法	検査試料
	血清学的検査	血清 10ml
豚水疱病	原因体同定	病変材料、水泡上皮水泡液、全血、糞便
	血清学的検査	急性期と回復期の血清 (2-3 週間隔) 各 10ml
ニューカッスル病	原因体同定	肺、気囊、腸、脾臓、脳、肝臓、心臓 (冷凍)、腎臓、盲腸、扁桃、器官と総排泄腔を綿棒で採取
	血清学的検査	急性期と回復期の血清 (2-3 週間隔) 各 5ml
鳥インフルエンザ	原因体同定	肺、気囊、腸管、脳、肝臓、脾臓 (冷凍)、心臓、器官と総排泄腔を綿棒で採取、新鮮な糞便
	血清学的検査	急性期と回復期の血清 (2-3 週間隔) 各 5ml
炭疽	原因体同定	組織 (10g)、血液 (10ml)、滲出物、血清
	血清学的検査	血清 10ml
気腫疽	原因体同定	心臓、血液、肝臓、腹水と筋肉などを無菌的に採取
	血清学的検査	血清 10ml
ブルセラ病	原因体同定	牛乳 (分房別に無菌的に採取) 20ml ずつ、リンパ節 (乳房、咽頭頭、内側腸骨リンパ節)、臄分泌液、乳酸分泌液、乳房分泌液。脾臓、子宮、乳房の各分房組織、流産胎児
	血清学的検査	血清 10ml
結核病	原因体同定	肺などの感染組織とその関連リンパ節、牛乳 (分房別に無菌的に採取) 20ml ずつ
	血清学的検査	—
ヨーネ病	原因体同定	回盲弁と隣接した回腸 (6 インチ)、近隣の腸間膜リンパ節、爛斑や潮紅が生じた腸部位 (冷凍)、糞便、回盲弁、結腸と直腸の病変部位、腸間膜リンパ節、4mm の厚さで 6 つ (10%ホルマリン水)
	血清学的検査	血清 10ml
	ヨーニン検査法	—
牛海綿状脳症	原因体同定	脳幹 (Obex) 生組織および 10%ホルマリン固定組織
	血清学的検査	—
牛流行熱	原因体同定	全血 10ml
	血清学的検査	血清 10ml (急性期と回復期の血清 2 週間隔採取)
アカバネ病	原因体同定	流産胎児の脳、脳髄、筋肉、胎盤
	血清学的検査	初乳摂取前の新生子牛血清または胎児血清 10ml
Q熱	原因体同定	流産直後の胎盤、臄分泌液、乳酸胎児、乳汁または初乳
	血清学的検査	血清 10ml
豚オーエスキュー病	原因体同定	扁桃腺、脳 (1/2)、脊髓 (仙骨) 冷凍
	血清学的検査	急性期と回復期の血清 (2-3 週間隔) 各 10ml
豚日本脳炎	原因体同定	脳、脊髓
	血清学的検査	血清 10ml
豚テッセン病	原因体同定	脳 (1/2) 冷凍、脊髓
	血清学的検査	急性期と回復期の血清 (2-3 週間隔) 各 10ml
スクレイピー	原因体検出	脳全体 (生組織と 10%ホルマリン固定組織)
鼻疽	原因体同定	病変部の臓器
	マレイン反応	—
	血清学的検査	血清 10ml
馬伝染性貧血	原因体同定	全血 10ml (冷凍)、全血 10ml (抗凝固剤)、組織 (脾臓)
	血清学的検査	血清 10ml
馬伝染性動脈炎	原因体同定	全血、鼻頭、リンパ節結膜囊の滲出液、乳酸胎盤液
	血清学的検査	血清 10ml

病名	検査方法	検査試料
	(交尾試験を含む)	
口疫	原因体同定	リンパと外部性器の浮腫液、膿粘液の分泌物と斑点の漿液、血液
	血清学的検査	血清 10ml
馬伝染性子宮炎	原因体同定	雄馬の尿道、蹄鉄、表皮、牝馬の頸部と子宮内膜から綿棒で採取
馬脳炎（西部、東部、ベネズエラ）	原因体同定	脳、脾臓、腎臓、肝臓、肺、心臓（10%ホルマリン水）
	血清学的検査	血清 10ml
雛白痢	原因体同定	感染した組織（肝臓、脾臓など）、腸管、総排泄腔内容を綿棒で採取、糞便や羽毛くず、ほこりなど孵化後残った副産物
	血清学的検査	血清 5ml
家禽チフス	原因体同定	感染した組織（肝臓、脾臓など）、腸管、総排泄腔内容を綿棒で採取、糞便や羽毛くず、ほこりなど孵化後残った副産物
	血清学的検査	血清 5ml
家禽コレラ	原因体同定	感染組織、肝臓、脾臓、心臓、血液
鶏マイコプラズマ病	原因体同定	口腔咽頭、食道、気管、総排出腔と陰茎を綿棒で採取、鼻腔、気管または気嚢、眼窩下洞および関節滲出物
	血清学的検査	血清 5ml
狂犬病	原因体同定	脳を2等分して半分は50%中性グリセリン保存、半分は冷凍
	血清学的検査	血清 10ml
鹿慢性消耗性疾患	原因体同定	脳幹（Obex）部位と咽頭後リンパ節（生組織と10%ホルマリン固定組織）
腐蛆病	原因体同定	死んだ幼虫、成虫、蜂の巣
牛伝染性鼻気管炎	原因体同定	鼻腔、結膜、膺、包皮粘膜を綿棒で採取、胎盤、臍帯、皮膚病変部、牛乳（滅菌、冷蔵）
	血清学的検査	血清 10ml
タイレリア病	原因体同定	全血 10ml（抗凝固剤）
	血清学的検査	血清 10ml
バベシア病	原因体同定	全血 10ml（抗凝固剤）
	血清学的検査	血清 10ml
アナプラズマ病	原因体同定	全血 10ml（抗凝固剤）
	血清学的検査	血清 10ml
ウシ白血病	原因体同定	感染組織、リンパ組織、全血
	血清学的検査	血清 10ml
牛レプトスピラ病	原因体同定	肝臓、肺、脳、体液（血液、牛乳、脳脊髄液、胸腹水）、腎臓、尿、生殖腺、死産、流産された胎児 9310355
	血清学的検査	急性期と回復期の血清（2-3週間隔）各 10ml
豚伝染性胃腸炎	原因体同定	糞便、小腸
	血清学的検査	急性期と回復期の血清（2-3週間隔）各 10ml
豚丹毒	原因体同定	脾臓、腎臓、肝臓、リンパ節、感染関節組織の一部（冷蔵保存）
	血清学的検査	血清 10ml
豚生殖器呼吸	原因体同定	血清、肺、扁桃、リンパ節、脾臓、流死産胎児の胸水液 5ml

病名	検査方法	検査試料
器 症 候 群 (PRRS)	血清学的検査	血清 10ml、流死産胎児の腹水液 5ml
豚流行性下痢	原因体同定	空腸、結腸の絨毛上皮細胞、糞便
	血清学的検査	血清 10ml
豚萎縮性鼻炎	原因体同定	鼻腔滲出物を綿棒で採取 (輸送用活性炭培地)
	血清学的検査	血清 10ml
鶏脳脊髄炎	原因体同定	電位 (10%ホルマリン水)
	血清学的検査	血清 5ml
鶏伝染性喉頭 気管炎	原因体同定	気管液を綿棒で採取、気管、喉頭、肺
	血清学的検査	急性期と回復期の血清 (2-3週間隔)、各 5ml
鶏伝染性気管 支炎	原因体同定	気管や肺組織を綿棒で採取、気管、肺、大腸、総排泄腔、腎 組織、盲腸扁桃、卵管、糞便
	血清学的検査	血清 5ml
マレク病	原因体同定	全血 10ml (抗凝固剤)、脾臓細胞、腫瘍細胞
	血清学的検査	血清 5ml
鶏伝染性ファ ブリキウス囊 病	原因体同定	ファブリキウス囊組織
	血清学的検査	血清 5ml
アヒルウイル ス性肝炎	原因体同定	肝組織
	血清学的検査	血清 5ml
アヒルウイル ス性腸炎	原因体同定	肝臓、脾臓組織
	血清学的検査	血清 5ml
出血性敗血症	原因体同定	感染肺組織 (10%ホルマリン水)、血液 5ml
	血清学的検査	血清 10ml
トキソプラズ マ病	原因体同定	脳 (全部)、感染組織
	血清学的検査	血清 10ml
仮性皮疽	原因体同定	患部、リンパ節
豚痘	原因体同定	皮膚病変組織
	血清学的検査	急性期と回復期の血清 (2-3週間隔) 各 10ml
牛ウイルス性 下痢粘膜病	原因体同定	全血 10ml、腎臓、肺、精巣、脾臓細胞組織、鼻滲出物、糞 便、腸間膜、甲状腺、唾液腺
	血清学的検査	血清 10ml
牛カンピロバ クター感染症	原因体同定	陰茎亀頭の表皮、尿道、子宮腔、頸部、卵管部位の綿棒
トリコモナス 病	原因体同定	胎盤内の液体、流産胎児の胃の内容物、子宮洗浄液、子宮蓄 膿症の排膿、膿粘液、牡牛包皮腔洗浄液
豚流行性肺炎	原因体同定	肺炎病巣部位
	血清学的検査	血清 10ml
腺疫	原因体同定	非粘膜綿棒で採取、下顎などリンパ節膿巢
	血清学的検査	血清 10ml
馬ピロプラズ マ病	原因体同定	全血 (抗凝固剤) 5ml
	血清学的検査	血清 10ml
馬インフルエ ンザ	原因体同定	発症初期の鼻汁、鼻咽頭液、食道囊洗浄液を綿棒で採取
	血清学的検査	急性期と回復期の各血清 10ml
馬日本脳炎	原因体同定	線条体 (corpus striatum)、脳の視床部、皮質部位、血 液、脊髄 (冷蔵)
	血清学的検査	血清 10ml

病名	検査方法	検査試料
馬鼻腔肺炎	原因体同定	発病初期鼻汁、流産胎児の肺、肝臓、脾臓
	血清学的検査	急性期と回復期の血清各 10ml
馬パラチフス	原因体同定	胎盤、オロ、精液、病変部、膿汁、胸骨骨髓液、流産胎児の胃と腸内容物、主要臓器、骨髄
	血清学的検査	血清 10ml
馬破傷風	原因体同定	菌の侵入部位の筋肉、病巣滲出液
伝染性角結膜炎	原因体同定	眼結膜を綿棒で採取
	血清学的検査	血清 10ml
トリパノソーマ病	原因体同定	全血 10ml
	血清学的検査	血清 10ml
牛皮膚糸状菌症	原因体同定	病変部被毛
	血清学的検査	血清 5ml
サルモネラ感染症	原因体同定	感染した組織、腸管、総排泄腔内容物を綿棒で採取、糞便や羽毛くず、ほこりなど孵化後残った副産物
	血清学的検査	血清 5ml
馬ウエストナイル熱	原因体同定	脳、脊髄
	血清学的検査	血清 5ml
豚インフルエンザ	原因体同定	鼻汁、気管液を綿棒で採取、組織、喉頭、肺
	血清学的検査	血清 5ml
蜂寄生性ダニ類および害虫	原因体同定	蛹、幼虫、成虫
サック・ブルード病	原因体同定	幼虫、成虫、蜂の巣、蜜蠟
チョーク病	原因体同定	

図表 39 畜産物の疾病別の検査方法および検査試料

品名	病名	検査方法	検査試料
種卵	鳥インフルエンザ ニューカッスル病 雛白痢 家禽チフス	原因体同定	-1万未満：50個以上採取 -1万～10万未満：100個以上 -10万～100万未満：300個以上 -100万個以上：500個以上
ダチョウ種卵	鳥インフルエンザ ニューカッスル病 雛白痢 家禽チフス	原因体同定	- 最小試料採取量：2個 -30個未満：2個以上採取 -50個未満：4個以上採取 -80個未満：6個以上採取 -100個未満：8個以上採取 -100個以上：10個以上採取
水母類及び樹皮類	炭疽	Ascoli Test 原因体同定	- 水母類及び樹皮類 5つの部位：200g～500g 採取
	輸出相手国で発生する病気の病原微生物検査		
牛精液	ブルセラ病	ブルセラ病 精液反応検査 (ローズベンガル法)	-Lot ごとに1個ストロー採取
山羊・めん羊精液	ブルセラ病	ブルセラ病 精液反応検査 (ローズベンガル法)	-Lot ごとに1個ストロー採取
馬精液	馬伝染性動脈炎 馬伝染性子宮炎	原因体同定	-Lot ごとに1個ストロー採取
豚精液	ブルセラ病 豚オーエスキー病 豚生殖器呼吸器症候群	精液反応検査 (ローズベンガル法) 原因体同定 遺伝子検出法	-Lot ごとに2個ストロー採取
ムスク、鹿茸、熊胆、牛黄など漢方薬その他畜産物	輸出相手国で発生する病気の病原微生物検査		- ムスク、熊胆、牛黄など ：3つの部位から10g～60g - 鹿茸など ：5つの部位から200g～600g
指定検疫物の検査試料採取時には検疫官が官能検査の結果検査上必要に応じてサンプル数を増減することができる			

ア) 上記検査は官能検査や疫学上の汚染の疑いがある畜産物に対してのみ実施

イ) 飼料原料として使用する検疫物（骨粉、血粉、肉粉、羽毛粉）等については、疫学調査の結果、必要に応じサルモネラ菌や炭疽菌検査を行うこと